平成２８年（フ）第４８１号
静岡市葵区田町１丁目64番地　ハーモニー田町201号
債務者　宮本　照美（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３８４号
東京都大田区大森東１丁目36―６―113
債務者　柳澤まどか
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２１号
釧路市昭和北１丁目18番14号　昭和アパート202号
債務者　大谷　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１１号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目22番40号
債務者　庄口　将樹
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４７号
東京都稲城市坂浜2777番地
債務者　酒井やすえ
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４９８号
横浜市神奈川区菅田町867番地47　カーサルーチェ201号
債務者　関東　優平
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２３号
横浜市西区霞ケ丘41番地４　メゾン・ド・セヴェール・パートⅠ　205号
債務者　小畑正明こと後藤明正こと　小畑　明正
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０６号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地１棟102号
債務者　白澤ふみ子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３９号
横浜市磯子区岡村１丁目13番10号　２Ｆ201号室
債務者　谷口　伸子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８号
栃木県栃木市小平町８番34号
債務者　榎本　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１８２５号
神奈川県綾瀬市小園２番地１　グランス小園Ｂ103
債務者　玉井　明美（旧姓守屋）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８２６号
川崎市高津区梶ケ谷６丁目３番地２　シトラスコート　201
債務者　手塚　優子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１５号
東京都東村山市廻田町１丁目３番地６ルピナス205
債務者　丹野恵美子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４８６号
静岡市駿河区丸子新田299番地の２　セルシオⅡ　201、旧住所静岡市駿河区丸子６丁目９番７号
債務者　中野美佐緒（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０９号
岡山市中区関64番地９、旧住所岡山市北区津島福居２丁目９番15―２号
債務者　大島　敏江
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部